

北海道師範塾 塾頭通信

「教師の道」

第798号 平成26年9月4日

脱法から危険へ

近年、「脱法ドラッグ」の使用に伴う二次的犯罪や事故が多発しており、こうした状況に危機感を強めた国では、去る7月22日、厚生労働省と警察庁が合同で、これまでの「脱法ドラッグ」という名称を「危険ドラッグ」に変更すると発表しました。

「脱法ドラッグ」といった名称では危険性が伝わらないからという事なのですが、さりながら、危険という冠では、逆にこれまで以上に違法性が伝わり難くなってしまわないか懸念されます。

何故なら、脱法というのは、法の網を掻い潜って悪い事をしているというイメージがありますが、世の中には適法であっても危険なものは沢山あり、「危険＝違法」とは直ちに結びつかないからです。そういう意味では、「危険ドラッグ」に対しては、その違法性について、より一層周知する必要があると思います。



政府広報オンライン資料から転載しました。

警察はじめ関係機関は、これまでも、「危険ドラッグ」の販売等の実態把握や摘発、更には「危険ドラッグ」の危険性について広報活動を行って来ています。しかし、厚生労働省の調査では、40万人が手を染めていると推計しているように、「危険ドラッグ」は急速に社会の中に蔓延しつつあります。

その背景には、「危険ドラッグ」の危険性がまだ十分浸透していない事に加え、薬事法で指定薬物として「包括指定」しても、次々と新たな「危険ドラッグ」が登場し、規制が追い付かないという現実もあります。

こうした中、政府関係機関は

- 1 危険ドラッグの実態把握の徹底とその危険性についての啓発強化、
- 2 海外情報を活用した指定薬物の迅速な指定と危険ドラッグに係る犯罪の取締りの徹底、
- 3 指定する前段階で検査や販売停止を命令出来るようにするといった危険ドラッグの規制のあり方の見直し、

を柱とする「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」を策定しています。

「危険ドラッグ」を撲滅するためには、まずは、警察はじめ関係機関が連携して徹底した摘発を行う必要があります。

この点について大阪府では、「薬物の乱用の防止に関する条例」において「警察職員等は、知事指定の薬物等を取扱う場所その他必要な場所に立ち入り調査する事が出来る」旨の規定を設けておりますが、他の自治体においても、警察等が活動し易くなるよう、条例の整備を急ぐべきだと思います。

更に、大阪府では、規制の対象とする「薬物」の範囲を大麻や覚せい剤、薬事法に規定する指定薬物等の他に、「中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生する恐れがあると認められる物」と、その対象を広げていますし、東京都や和歌山県等においても同様の規定を設けています。

こうした先進事例を参考に、各自治体においては、国とタイアップしながら、それぞれの立場で「危険ドラッグ」を規制し、摘発し易い環境整備を早急に進めるべきです。

また、「危険ドラッグ」の原料は、外国からも持ち込まれている実態を考えると、水際で如何に防御するかが重要な問題です。税関でのチェック体制の強化はもとより、そうした取締りの効果を上げるためにも、近隣諸国との協調関係を築く事が重要です。

「危険ドラッグ」は、覚醒剤や麻薬以上に危険ともいわれている亡国の薬剤です。今こそ、国と地方自治体はしっかりと連携し、その総力を挙げて「危険ドラッグ」の撲滅に取り組んで欲しいと思います。（塾頭：吉田 洋一）